

法 第一五号 閣議決定

令和元年十月十八日

御下付

令和元年十月十八日

公 布

令和元年十月二十二日

令和元年十月十七日

内閣官房長官

五

内閣総務官

原

内閣總理大臣

五

内閣法制局長官

内閣

法

制

局

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

官

長

を審査したが、右は請議のよう閣議決定されてよいと
認めること。

政令案

提案のとおり

復権を認証し、復権令をここに公布する。

御

名

御

璽

令和元年

十月
二十二日

内

閣

總

理

大臣

この政令の署名大臣は、次のとおりとすること。

法務大臣

内閣総理大臣



内閣 法第7号
法制局 令和元年10月16日



法務省保總第212号

令和元年10月16日

法
一
五

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

法務大臣 河井克行



復権令について

標記政令を制定する必要があるので、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求めます。

日本国政府

日本国政府

復権令

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

日本国政府

理由

即位の礼が行われるに当たり、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権を行う必要があるからである。

日本国政府

復権令案要綱

一 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものについて、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復することとするものである。ただし、この者が他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。（本則関係）

二 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

復権令案參照條文

目 次

- 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（抄） · · · · ·
- 恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）（抄） · · · · ·
- 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄） · · · · ·

○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

第九条 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない。

第十条 復権は、資格を回復する。

2 復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

○ 恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）（抄）

第十三条 恩赦法第十四条の規定により判決の原本に付記をなすべき検察官は、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官とする。

第十四条 検察官は、恩赦法第十四条の規定により判決の原本に付記をした場合において、訴訟記録が他の検察庁に在るときは、その検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知書は、これを訴訟記録に添付しなければならない。

第十五条 有罪の言渡しを受けた者で大赦により赦免を得たものは、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に申し出て、その旨の証明を受けることができる。政令により復権を得た者も、同様である。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（刑の時効）

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

（時効の期間）

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮については三十年
- 二 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年
- 三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年
- 四 三年未満の懲役又は禁錮については五年

五 罰金については三年

六 拘留、科料及び没収については一年

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。